

## 平成21年2月秋田市議会定例会提出予定案件

	件名	説明
	「予算案」 29件	
1	平成21年度秋田市一般会計予算の件	予算案については資料別紙
2	平成21年度秋田市土地区画整理会計予算の件	
3	平成21年度秋田市市有林会計予算の件	
4	平成21年度秋田市市営墓地会計予算の件	
5	平成21年度秋田市中央卸売市場会計予算の件	
6	平成21年度秋田市農業集落排水会計予算の件	
7	平成21年度秋田市大森山動物園会計予算の件	
8	平成21年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	
9	平成21年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	
10	平成21年度秋田市老人保健医療事業会計予算の件	
11	平成21年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	

- |    |                                |
|----|--------------------------------|
| 12 | 平成21年度秋田市介護保険事業会計予算の件          |
| 13 | 平成21年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件       |
| 14 | 平成21年度秋田市病院事業会計予算の件            |
| 15 | 平成21年度秋田市水道事業会計予算の件            |
| 16 | 平成21年度秋田市下水道事業会計予算の件           |
| 17 | 平成20年度秋田市一般会計補正予算（第8号）の件       |
| 18 | 平成20年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）の件   |
| 19 | 平成20年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）の件      |
| 20 | 平成20年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件     |
| 21 | 平成20年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第2号）の件   |
| 22 | 平成20年度秋田市農業集落排水会計補正予算（第2号）の件   |
| 23 | 平成20年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の件 |
| 24 | 平成20年度秋田市老人保健医療事業会計補正予算（第2号）の件 |
| 25 | 平成20年度秋田市介護保険事業会計補             |

	正予算（第2号）の件	
26	平成20年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）の件	
27	平成20年度秋田市病院事業会計補正予算（第2号）の件	
28	平成20年度秋田市水道事業会計補正予算（第3号）の件	
29	平成20年度秋田市下水道事業会計補正予算（第4号）の件	
	<b>「 条 例 案 」        10 件</b>	
30	秋田市公告式条例の一部を改正する件	<p>改正理由</p> <p>秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）の施行に伴い、条例等の公布を行う掲示場に市民サービスセンターの掲示場を加えるため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <p>条例等の公布を行う掲示場に市民サービスセンターの掲示場を加える。</p> <p>施行期日 平成21年5月7日から</p>
31	秋田市個人情報保護条例の一部を改正する件	<p>改正理由</p> <p>統計法（平成19年法律第53号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <p>この条例の適用除外となる統計に係る個人情報について、規定を整備する。</p> <p>施行期日 平成21年4月1日から</p>
	・統計法（平成19年法律第53号）；平成19年5月23日公布、平成21年4月1日施行	
32	秋田市部設置条例の一部を改正する件	<p>改正理由</p> <p>市民サービスセンターの設置に伴い、地域振興部の所管業務を改めるため、改正しようとするもの</p>

		改正要旨 地域振興部の所管する業務に市民サービスセンターに関することを加える。 施行期日 平成21年5月7日から
33	秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する件	改正理由 市民交流プラザの施設の名称を改めるため、改正しようとするもの 改正要旨 市民サービスセンターの名称を駅東サービスセンターに改める。 施行期日 平成21年4月1日から
34	秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する件	改正理由 下新城地域センター、豊岩地域センターおよび下浜地域センターをコミュニティセンターとして設置するため、改正しようとするもの 改正要旨 下新城地区コミュニティセンター、豊岩地区コミュニティセンターおよび下浜地区コミュニティセンターの名称および位置を定める。 施行期日 平成21年4月1日から
35	秋田市手数料条例の一部を改正する件	改正理由 臨時に飲食店等を営業する際の許可に係る申請手数料を定めるため、改正しようとするもの 改正要旨 臨時に設置する飲食店等における連続する20日未満の営業の許可の申請に係る審査の手数料を加える。 施行期日 平成21年4月1日から
36	秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する件	改正理由 新たに診療科目を加えるとともに、既存の診療科名を改めるため、改正しようとするもの 改正要旨 1 診療科目を次のように改める。

現 行	改正案
内科	血液・腎臓 <sup>じん</sup> 内科
呼吸器科	呼吸器内科
消化器科	消化器・代謝内科
循環器科	循環器内科

37 秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件

2 新たに次のとおり診療科目を加える。

- (1) 病理診断科
- (2) 臨床検査科
- (3) 救急科

施行期日 平成21年4月1日から

改正理由

秋田北中学校、下新城小学校、金足東小学校共同調理場を廃止し、下新城小学校等共同調理場を設置するため、改正しようとするもの

改正要旨

- 1 秋田北中学校、下新城小学校、金足東小学校共同調理場を廃止する。
- 2 下新城小学校、金足東小学校、金足西小学校および秋田北中学校の給食を調理する下新城小学校等共同調理場を設置する。

施行期日 平成21年4月1日から

38 秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正する件

改正理由

消防団員の定員を改めるため、改正しようとするもの

改正要旨

消防団員の定員を現行の2,204人から2,100人とする。

施行期日 平成21年4月1日から

39 秋田市火災予防条例の一部を改正する件

改正理由

消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの

改正要旨

消防法施行令の規定により消火器具を設置すべき防火対象物の範囲が拡大されることに

・消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）：平成19年6月13日公布、平成21年4月1日施行

		<p>伴い、規定を整備する。</p> <p>施行期日 平成21年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
	<p>「 単 行 案 」      12 件</p>	
40	包括外部監査契約を締結する件	<p>平成21年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告</li> <li>・ 契約の始期 平成21年4月1日</li> <li>・ 契約金額 10,994,550円を上限とする額</li> <li>・ 契約の相手 澤田祐治(資格:公認会計士)</li> </ul> <p>根拠法:地方自治法第252条の36第1項</p>
41	秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての協議に関する件	<p>広域連合議会の議員の定数および選挙方法の見直しに伴い、広域連合規約の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするもの</p> <p>根拠法:地方自治法第291条の11</p>
42	秋田市旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者 旭川地区コミュニティセンター管理運営委員会</li> <li>・ 指定の期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日</li> </ul> <p>根拠法:地方自治法第244条の2第6項</p>
43	秋田市旭南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>旭南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者 旭南地区コミュニティセンター管理運営委員会</li> <li>・ 指定の期間 平成21年6月1日～平成26年3月31日</li> </ul> <p>根拠法:地方自治法第244条の2第6項</p>
44	秋田市西部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>西部市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者 西部地域住民自治協議会</li> <li>・ 指定の期間 平成21年5月7日～平成26年3月31日 根拠法：地方自治法第244条の2第6項</li> </ul>
45	秋田市リフレッシュガーデンの指定管理者を指定する件	<p>リフレッシュガーデンの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者 財団法人秋田市総合振興公社</li> <li>・ 指定の期間 平成21年4月1日～平成24年3月31日 根拠法：地方自治法第244条の2第6項</li> </ul>
46	市道路線を認定する件	<p>宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定路線      4路線    延長358.50m 認定後の市道総延長    約1,964km</li> </ul> <p>根拠法：道路法第8条第2項</p>
47	土地を買い入れる件	<p>新都市産業区小区画用地として取得しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所      在    御所野湯本五丁目1番48ほか3筆</li> <li>・ 種      類    宅地</li> <li>・ 面      積    5,782.25㎡</li> <li>・ 予定価格    161,144,673円</li> </ul> <p>根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
48	秋田市中央卸売市場会計への繰入額を変更する件	<p>中央卸売市場会計に対する一般会計からの繰入額（平成20年度）を変更しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更前    29,078千円以内</li> <li>・ 変更後    2,421千円以内</li> <li>・ 変更額    26,657千円減</li> </ul> <p>根拠法：地方財政法第6条</p>
49	秋田市中央卸売市場会計へ繰り入れる件	<p>中央卸売市場会計の事業推進のための一般会計からの繰入れ（平成21年度）を行おうとするもの</p>

		<p>・繰入金額 11,243千円以内 根拠法：地方財政法第6条</p>
50	秋田市農業集落排水会計へ繰り入れる件	<p>農業集落排水会計の事業推進のための一般会計からの繰入れ（平成21年度）を行おうとするもの</p>
		<p>・繰入金額 164,653千円以内 根拠法：地方財政法第6条</p>
51	秋田市大森山動物園会計へ繰り入れる件	<p>大森山動物園会計の事業推進のための一般会計からの繰入れ（平成21年度）を行おうとするもの</p>
		<p>・繰入金額 332,287千円以内 根拠法：地方財政法第6条</p>